

事 務 連 絡

平成 17 年 3 月 29 日

各都道府県担当部長 殿

厚生労働省 社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長  
社会・援護局障害保健福祉部精神保健福祉課長  
老健局振興課長  
国土交通省 自動車交通局旅客課長

福祉有償運送等に係る運営協議会の設置状況及び  
今後の設置見通しに関する調査のお願いについて

福祉有償運送等に係る運営協議会の設置については、平成 16 年 3 月 24 日付事務連絡により通知しているところですが、同協議会が設置されている地方公共団体は、極めて少数に止まっているのが現状です。

一方、訪問介護事業者等が行う要介護者等の輸送については、平成 16 年 3 月に厚生労働省と国土交通省においてとりまとめた「介護輸送に係る法的取り扱いについて」（以下「ガイドライン」という。）により、重点指導期間内に所要の許認可を取得しない場合には、道路運送法違反として行政処分及び刑事告発の対象となりうるほか、介護報酬の対象としないこととしています。

NPO 等非営利法人が、自家用自動車による要介護者等移動制約者の有償運送を継続していくには、道路運送法第 80 条許可の取得が不可欠となりますが、同許可の取得手続きに当たっては、運営協議会における調整が前提となります。同協議会の設置には、ある程度時間を要することが想定されるため、現段階において、運営協議会設置に係る各市町村の対応状況及び今後の対応方針を確認したく、標記調査を行うこととしました。つきましては、お忙しいところ恐縮ですが、各都道府県におかれましては、別紙のアンケート様式により、

◇管内各市町村に対して、至急、調査・回答方をご指示頂くとともに、

◇貴都道府県としての今後の取組方針、具体的予定等を取りまとめていただき、4 月 27 日までに下記の連絡先までご報告方お願い致します。

なお、福祉有償運送適正化等の趣旨をご理解頂き、所管に係る社会福祉法人、NPO 等の非営利法人の指導に加えて、地方運輸局及び運輸支局等とも連絡・連携を密にされ、運営協議会設置について、都道府県の積極的な関与により関係市町村を強力に指導されるよう、重ねてお願い致します。

別 紙：「介護輸送等に係る運営協議会設置に関するアンケート」様式

参考資料：●運営協議会設置状況（平成 17 年 1 月末現在）

- 運営協議会の設置要領（モデルケースのフロー図）
- 介護輸送ガイドライン：道路運送法の取扱い方針の概念図
- 都道府県担当窓口一覧表／地方運輸局・運輸支局担当窓口一覧表

〒100-8918 東京都千代田区霞ヶ関 2-1-3

国土交通省自動車交通局旅客課新輸送サービス対策室 担当；中村・石原

TEL03-5253-8568（直通）電子メールアドレス ryokaku@mlit.go.jp

Fax 03-5253-1636

注：国土交通省ホームページに今般のアンケート様式等を掲載しますので、適宜ダウンロードしてご使用下さい。<http://www.mlit.go.jp/> 自動車交通関係の「福祉輸送」です。